

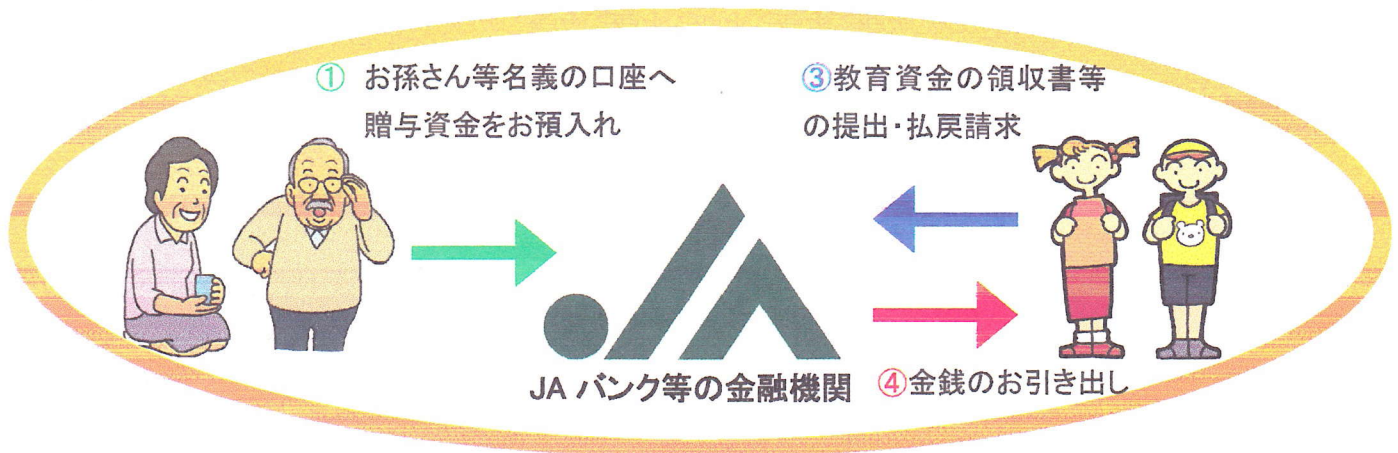
# 教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置について

大切なお孫さんの教育資金を支援する制度です。

平成 25 年度税制改正により新設された、お孫さん等の教育資金を一括贈与する場合に贈与税が非課税となる制度についてご案内いたします。

なお、詳細な税務上の取扱いについてはお客さまより税理士・税務署へお問い合わせください。

## 贈与のイメージ



## 制度概要

受贈者の年齢	30 歳未満
贈与者	祖父母、曾祖父母等（直系尊属）
非課税金額	お孫さん等（受贈者）一人につき 1,500 万円（学校等以外の費用は 500 万円まで） ※受贈者一人につき一金融機関・店舗に限定
贈与方法	銀行等の金融機関にお孫さん等名義の口座を開設
贈与期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日
払出しの確認等	教育資金をお支払いした領収書等を金融機関へ提出
終了時における贈与税課税	30 歳時点で残余がある場合は、残額に対して贈与税が課税されます
教育資金の範囲	① 学校等の入学金、授業料、学用品費、学校給食費等 ② 学校等以外の費用（学習塾、水泳教室、書道教室など）の指導対価や、指導に使用する物品の購入費用等

現在、JA バンク山形県では、本制度の取扱いに向けて準備を進めております。  
制度が整い次第、詳細をご案内させていただきますので、お気軽にご相談ください。